

第27号議案 地方独立行政法人長崎市立病院機構の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する額を定める条例

目次	ページ
1 条例制定の背景	1
2 条例で定める損害賠償責任の最低責任限度額の概要	2
3 施行期日	3
4 条例適用の流れ	4
5 関係法令	5

市民健康部

令和2年2月

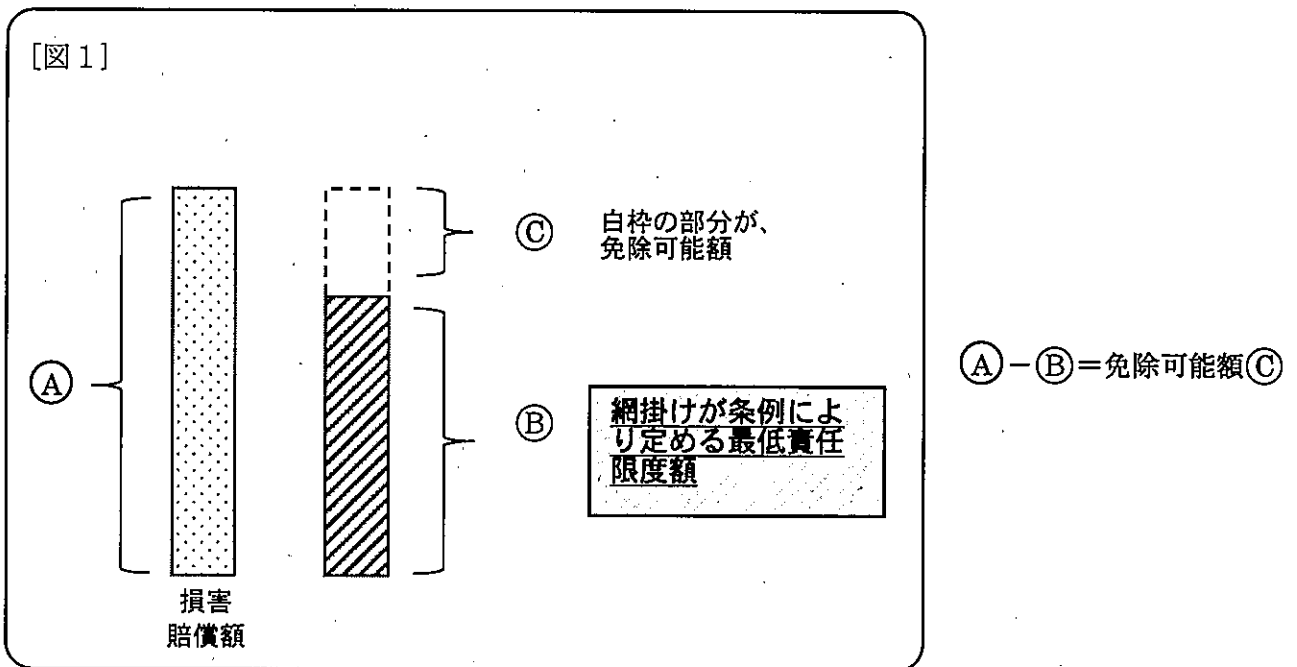


1 条例制定の背景

(1) 地方独立行政法人法の改正内容

平成 29 年の地方独立行政法人法（以下「法」という。）の一部改正により、地方独立行政法人（以下「法人」という。）の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）が、当該法人に対して負う損害賠償責任の規定が追加され、令和 2 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

また、役員等が法人に対して負う損害賠償責任において、善意でかつ重大な過失がない場合には、設立団体の条例に定める損害賠償責任の限度額（以下「最低責任限度額」という。）を除いた額について、一部免除することが可能となった。



(2) 法改正の趣旨

損害賠償責任が無限に広がりかねないとするれば、役員等に予測不可能な損害を生じさせ、適切な人材を得られなくなる恐れがあり、法人の適切な運営を損なう可能性があることから、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの損害賠償責任を、一定の合理的な範囲内において軽減することを目的としたもの。

(3) 条例制定理由

法の趣旨に照らし、役員等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、負担する損害賠償責任を軽減する措置を講じることが相当と考えられることから、役員等の損害賠償にかかる最低責任限度額を設定する条例を制定するもの。

2 条例で定める損害賠償責任の最低責任限度額の概要

(1) 法及び政令で定める損害賠償責任の最低責任限度額の範囲

最低責任限度額の範囲については、地方独立行政法人法施行令（以下「政令」という。）において参酌基準及び下限額（最低額）が規定されている。

最低責任限度額の設定にあたっては、「法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準」を参酌し、政令に定められた下限額以上の額を定めることとなる。

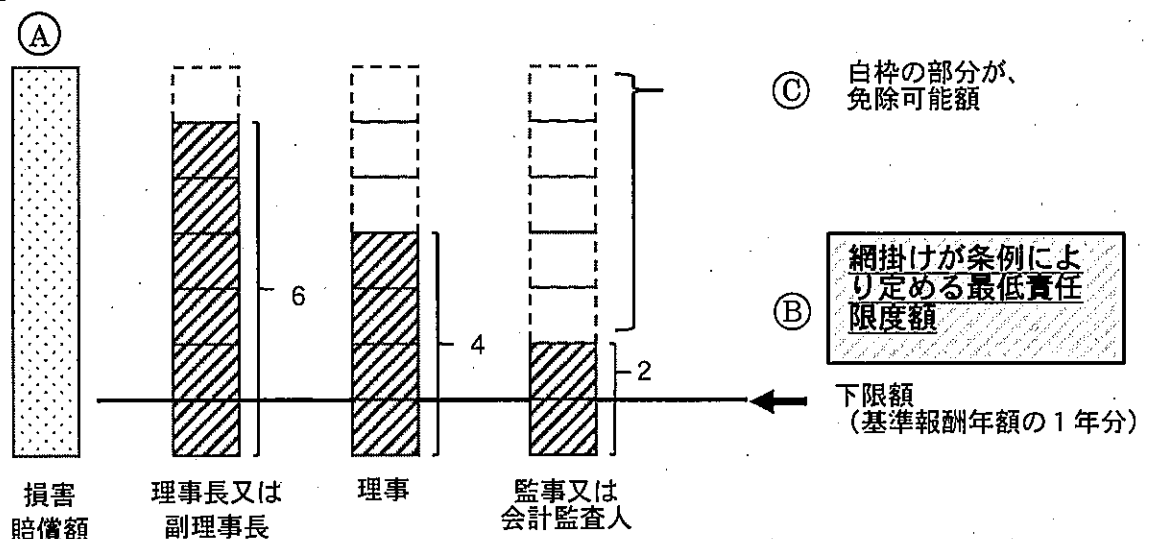
最低責任限度額	算定方法	市の裁量
参酌基準	基準報酬年額×1×乗数(2～6倍)※2	可
下限額 (最低額)	基準報酬年額の1年分	不可

※1 基準報酬年額（報酬、退職手当その他総務省令で定める給付の一事業年度あたりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額）

※2 役員等の職責に応じて、独立行政法人通則法の例を参考に、基準報酬年額の2倍～6倍で設定

乗数	政令の役職	独立行政法人通則法の役職
6	理事長又は副理事長	代表権を有する役員
4	理事	その他の役員（監事除く）
2	監事又は会計監査人	監事又は会計監査人

[図2]



(2) 条例における役職ごとの最低責任限度額

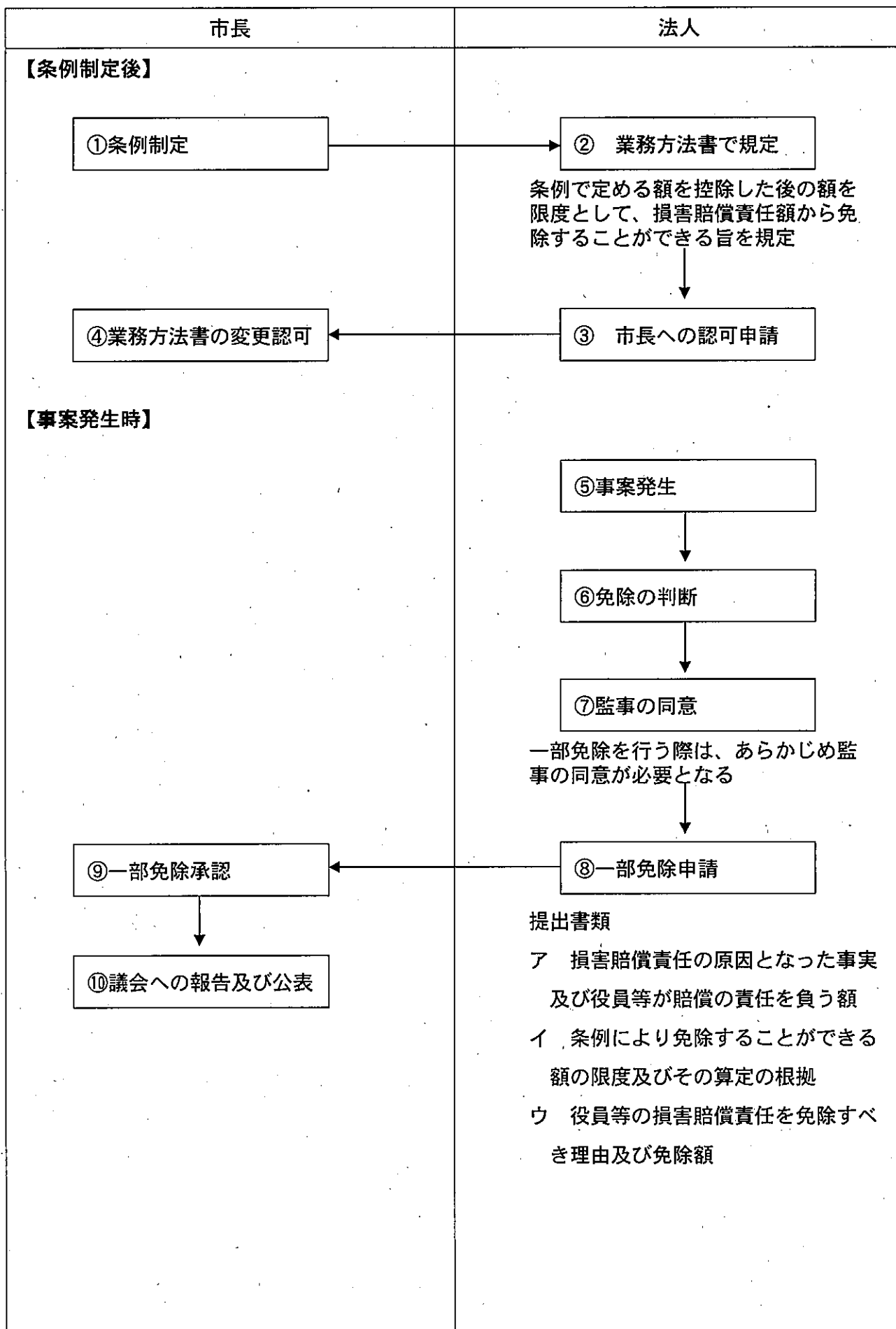
「法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令に定められた基準」を参酌し、政令で定める額（下限額）以上の額を条例において定めるものとされていることから、次のとおり役職ごとに最低責任限度額を定める。

参酌基準 (政令)		条例で定める最低責任限度額	(参考)	
			独立行政 法人通則法 (総務省告示)	会社法
役職 / 乗数		役職		
理事長 又は 副理事長	6	・理事長及び副理事長は、法人を代表する重要な地位であることから、政令に定める基準と異なる内容を定める理由はないため、当該基準と同様に、 <u>「基準報酬年額に乗数6を乗じて得た額」を損害賠償にかかる最低責任限度額とする。</u>	代表権を有する役員	代表取締役 又は 代表執行役
理事	4	・理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長が欠けた際は、職務の代理を行うなど、法人において重要な地位であることから、政令に定める基準と異なる内容を定める理由はないため、当該基準と同様に、 <u>「基準報酬年額に乗数4を乗じて得た額」を損害賠償にかかる最低責任限度額とする。</u>	その他の役員 (監事を除く)	代表取締役以外の取締役 (業務執行取締役等であるものに限り) 又は 代表執行役以外の執行役
監事又は 会計監査人	2	・監事は、役員として法人の業務の監査等を行うものであること、また、会計監査人は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保し、法人の業務を監査し適切に行わせる重要な地位であることから、政令に定める基準と異なる内容を定める理由はないため、当該基準と同様に、 <u>「基準報酬年額に乗数2を乗じて得た額」を損害賠償にかかる最低責任限度額とする。</u>	監事又は 会計監査人	社外取締役、 会計参与、 監査役、 会計監査人

3 施行期日

施行期日は令和2年4月1日とし、施行日以後の本条例の規定を受けた法人の業務方法書の変更について、市長の認可を受けた日以後の役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

4 条例適用の流れ



5 関係法令

地方独立行政法人法 (R2. 4. 1 施行)

(役員等の損害賠償責任)

第十九条の二 地方独立行政法人の役員又は会計監査人（第四項において（新設）「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、当該地方独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、設立団体の長の承認がなければ、免除することができない。

3 設立団体の長は、前項の承認をしようとするときは、設立団体の議会の議決を経なければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、地方独立行政法人は、第一項の責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を負う額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用する。

地方独立行政法人法施行令 (R2. 4. 1 施行)

(役員等の損害賠償責任の一部免除の基準等)

第三条の二 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める基準は、同条第一項に規定する役員等（以下この条において「役員等」という。）が地方独立行政法人から法第十九条の二第四項の承認（以下この条において「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項において「基準報酬年額」という。）に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

2 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める額は、基準報酬年額とする。

3 地方独立行政法人は、一部免除承認を得ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を設立団体の長に提出しなければならない。

- 一 法第十九条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「役員等の損害賠償責任」という。）の原因となった事実及び役員等が賠償の責任を負う額
- 二 法第十九条の二第四項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- 三 法第十九条の二第四項の規定により役員等の損害賠償責任を免除すべき理由及び免除額
- 4 地方独立行政法人が役員等の損害賠償責任（監事及び会計監査人が負う役員等の損害賠償責任を除く。）について一部免除承認を得ようとするときは、あらかじめ、監事（監事が二人以上ある場合には、各監事）の同意を得なければならない。
- 5 設立団体の長は、一部免除承認をしたときは、速やかに、その旨及び第三項各号に掲げる事項を設立団体の議会に報告するとともに、これらを公表しなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、一部免除承認を得た場合において、当該一部免除承認後に役員等に対し退職手当その他総務省令で定める給付を支給するときは、設立団体の長の承認を受けなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、法第十九条の二第四項の規定による役員等の損害賠償責任の一部の免除に関し必要な事項は、総務省令で定める。

地方自治法（R2.4.1施行）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

- 第二百四十三条の二 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団（新設）体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。
- 2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。
 - 3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

地方自治法等の一部を改正する法律（R2.4.1施行）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

（地方独立行政法人法の一部改正に伴う経過措置）

第四条第五項 新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の規定は、同項の規定による業務方法書の定めを設ける当該業務方法書の作成又は変更について地方独立行政法人法第二十二條第一項の規定による設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下この条において同じ。）の長の認可を受けた日以後の新地方独立行政法人法第十九条の二第一項に規定する役員等の行為に基づく損害賠償責任について適用する

第四条第六項 設立団体の議会は、新地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例の制定に関する議決をしようとするときは、施行日前においても、監査委員の意見を聴くことができる。

